

3-2

三位一体の改革について

1 三位一体の改革とは

地方の自主性の強化と財政の安定化を図るため、

- (1) 国庫補助負担金の削減
 - (2) 地方交付税の改革
 - (3) 税源移譲を含む税源配分の見直し
- を同時並行的に進めること。

2 三位一体の改革の位置付け

三位一体の改革は、平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、以下のように提示。

- (1) 三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。
- (2) 税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- (3) その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討。

国庫補助負担金等に関する改革案

(平成16年8月地方六団体)

— 補助金関係の概要 —

○ 全体像

- ・ 第1期改革（平成18年度まで）
 - 16年度 約1兆円
 - 17年度及び18年度
 - 総額で、3.2兆円
 - 別枠で、地方道路整備臨時交付金 0.7兆円
- ・ 第2期改革（平成19～21年度）
 - 既に廃止提言している9兆円の残額 4.3兆円

○ 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

- ・ 移譲対象補助金の内容
 - ① 社会保障 9,365億円
 - ② 文教・科学振興 1兆1,458億円
 - ③ 公共事業 9,996億円（2,334億円）
 - ④ その他 1,465億円（755億円）
 - 合 計 3兆2,284億円（3,089億円）

※ () は農林水産省の移譲対象補助金で内数

地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」

移譲対象補助金

| 移 譲 対 象 補 助 金 | H16当 初 予 算 | 移譲対象 補助金の 割合 |
|-----------------------------|---------------|--------------------|
| 全 体 3兆2, 284億円 | | |
| 農林水産省 3, 089億円 | 30, 522億円 | 10 % |
| 林野庁 1, 022億円 | 4, 388億円 | 23 % |
| 治山事業（公共） 958億円 | 1, 347億円 | 71 % |
| (補助治山事業に占める割合 <u>100%</u>) | | |
| 林業普及事業交付金（非公共） 34億円 | | |
| 林業生産流通補助金（非公共） 16億円 | | |
| 森林資源地方公共団体管理費等（非公共） 13億円 | | |

注1：移譲対象補助金の割合は、直轄を含む事業全体に対する移譲対象補助金の割合を計上。

注2：「治山事業（公共）」の移譲対象補助金は、民有林補助治山事業の全額が該当。

注3：「林業生産流通補助金」には、森林・林業流域活性化対策、木材の流通・加工対策、国民参加の森林づくり対策等のソフト経費が該当。

注4：「森林資源地方公共団体管理費等」には、保安林の管理、森林計画の策定等の義務的経費が該当。

治山事業の国庫負担制度の必要性

治山事業とは

治山事業は、山地災害の復旧等を行い、国民の生命や財産を守る重要な国土保全施策

(国土の7割は森林)



山腹の基礎工事に着手

事業開始後5年



国庫負担制度の必要性

国民の生命、財産を守ることは国の責務

1 災害からの安全の確保に、地域の偏りがあつてはならない。

2 森林崩壊の影響は複数の自治体からなる流域全体に及ぶ。

3 突発的な財政出動に機動的に対応する必要。



国庫負担制度のもと、国が広域的な観点から、災害の発生状況に応じて事業を機動的かつ重点的に実施できるよう措置する必要。

負担金が廃止された場合の影響

大規模な山地災害が発生し、長期にわたって国民の生命・財産を脅かされるなど、国民生活に重大な影響

総合的な国土保全対策が困難

◎ 地域の安全に格差が生じるとともに、下流域の都市住民等国民生活に重大な影響。

災害復旧が困難

◎ 災害関連事業により応急的な措置を行い、その後の復旧は治山事業によって行っていることから、災害復旧が現実的に困難。

平成15年7月土石流災害の模様(熊本県水俣市)

